

南関町告示第84号

南関町防災広場及び健康ふれあい広場並びに南高跡公園利用規則をここに公布する。

令和4年6月27日

南関町長 佐藤 安彦

南関町規則第17号

南関町防災広場及び健康ふれあい広場並びに南高跡公園利用規則
(趣旨)

第1条 この規則は、緊急時における住民の速やかな退避及び防災対策等に役立て、更に各種イベント及び住民相互の交流の場として利用できる広場及び公園(以下「広場等」という。)の管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 広場等の名称及び所在は、次のとおりとする。

名称	所在
南関町防災広場	南関町大字関町8番地5 南関町大字関町1441番地1
健康ふれあい広場	南関町大字関町7番地4
南高跡公園	南関町大字関町76番地1

(利用の許可)

第3条 イベント等により広場等の一部又は全部を占有して利用しようとする団体は、広場等利用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し事前に許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、前項の申請を審査し許可する場合は、広場等利用許可証(様式第2号)を交付するものとする。

(許可の取消し)

第4条 町長は、前条第1項の許可を受けた団体について、管理上支障があると認めるときは利用の許可を取消し、又は利用を停止することができる。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、広場等の利用を許可しない。

- (1) 広場の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 感染症患者又はそのおそれがある者

- (4) 広場等を破損し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 政治的若しくは宗教的活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (7) その他町長が不適當と認められたとき。

(行為の禁止)

第6条 何人も、広場等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは、動物の類を携行すること。
- (2) 広場を汚損し、損傷するような行為をすること。

(使用許可の解消等)

第7条 町長は、使用を許可している場合において、施設の全部又は一部を災害に関連して緊急に使用するときは、その使用を取消し又は中止することができる。

- 2 前項の取消し又は中止により、使用許可申請に損失が生じても、町は補償しない

(清掃)

第8条 許可を受けた利用者は、広場等を利用後には必ず清掃し、ごみ等を持ち帰らねばならない。

(第三者の利用の禁止と目的外利用)

第9条 許可を受けた利用者は、自らに代わって第三者に広場を利用させてはならない。この場合において、許可内容以外の「目的外利用」も同様とする。

(補足)

第10条 この規則に定めるもののほか、広場等の秩序に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

広場等利用許可申請書

団 体 名	
代 表 者 名	印
代表者連絡先	
利 用 場 所	・ 防災広場 ・ 健康ふれあい広場 ・ 南高跡公園
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 目 的	
利 用 人 数	名

上記のとおり利用したいので申請します。

年 月 日

南関町長 佐藤 安彦 様